

平成31年度事業計画

小名浜水先区水先人会

本会の設立目的は、水先法の目的に鑑み、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の運営及び水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことである。

昨年度に引き続き水先人が交代することから、特に今後の新人水先人へ、類似港を含めて海技の伝承を進めていく。

これらの目的を達成するため、平成31年度の事業計画として、会則に則り次の事業を行う。

水先法に基づき次の事業を行う。

- (1) 会員の品位保持に関する諸施策を実施すること。
- (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務を行うこと。
- (3) 水先人の養成に関し必要な事務を行うこと。
- (4) 本会及び会員の業務に関し、日本水先人会連合会及び関係官庁と連絡協議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策その他、本会の目的を達成する必要な施策を実施すること。

1. 重点事業

冒頭にある目的を達成するためにも、平成31年度は上記事業を滞りなく遂行することに努める。また東港の建設や浚渫作業も大詰りを迎えていることから、適切で円滑な水先業務で利用者の利便性の向上と一層の信頼獲得を図るべく、本会の体制の確立と事務所運営の整備を根幹に、昨年度に引き続き重点事業を進めていく。

2. 各事業

平成31年度は、次の事業を実施する。

(1) 事務所の整備に関する対応

- ・将来的に国際戦略バルクターミナルとして進展する小名浜港の現況に鑑み、それに十分対応できる利便性に資するため、適切で円滑な水先業務の提供に努め、併せて必要な機器や書類及び水先業務の周辺環境の整備に努める。

(2) 適正化事業

- ・会員による水先業務の適正な運営に関する指導及び監督
- ・会員の技術向上及び健康管理など品質管理に関する事業の推進
- ・品質向上に関して各委員会での検討の実施
- ・ユーザー対応窓口の運営による利用意見の収集及び対応
- ・公益法人会計基準に基づく経理処理体制の整備
- ・日本水先人会連合会の目的を達成し、併せて海事振興に必要と認められる事業への協力

(3) 水先人の養成関連事業

- ・水先人会における所要の再教育訓練の実施及び日本水先人会連合会が実施する訓練への参加促進
- ・日本水先人会連合会から要請ある場合、他の水先区への業務支援に関する協力
- ・新人実務教育のための資料整備

(4) 業務取次窓口業務

- ・会員の水先業務の引受けに関する事務の的確な実施
- ・会員のための料金収受事務の的確な実施
- ・上記事務を行うための引受け事務要領の整備

(5) その他の事業

- ・水先要請に必要な情報及び本会に関する諸情報の公開

以 上